

文化芸術を取り巻く諸情勢の変化 と 国立美術館

国の芸術文化振興政策

●文化芸術振興法(H13.12.7)

第26条(美術館、博物館、図書館等の充実)
国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

●文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)

10. 文化芸術拠点の充実等

(2) 美術館、博物館、図書館等の充実

①美術館、博物館等の充実

- ・独立行政法人国立美術館が、我が国の美術振興の中心的拠点として、国民の感性をはぐくみ、新しい芸術創造活動を推進するための機能の充実を図る。

背景

◆行政刷新会議事業仕分け評価結果(平成22年4月26日)

美術品収集事業の拡充

- ・適切な制度の在り方の検討
・民間寄附・自己収入の拡充 等

◆文化審議会文化政策部会「審議経過報告」(平成22年6月7日)

国立の文化施設の運営見直し

- ・ナショナルセンターとしての機能充実
・美術作品の充実 等

独立行政法人国立美術館

| | |
|--------|----------------|
| 昭和27年 | 東京国立近代美術館設置 |
| 昭和38年 | 京都国立近代美術館設置 |
| 昭和34年 | 国立西洋美術館設置 |
| 昭和52年 | 国立国際美術館設置 |
| 平成13年 | 4館を統合し独立行政法人設立 |
| 平成18年 | 国立新美術館設置 |
| 平成23年～ | 第三期中期目標計画期間 |

国立美術館の使命

→ 国立美術館の中期目標等において規定

- ・我が国の芸術文化の振興、美術振興のナショナルセンター
- ・美術作品を広く国民に紹介し、芸術文化の向上・発展に寄与
- ・貴重な美術作品を良好な状態で後世に伝え、芸術文化を継承
- ・我が国を代表する美術館として広く国民に国内外の美術に関する教育普及を実施

美術作品は国及び国民の宝であり、その充実に努めるとともに、展示会の質の向上・鑑賞機会の充実を図ることが急務



東京国立近代美術館



国立西洋美術館



京都国立近代美術館



国立国際美術館



国立新美術館

第三期中期目標計画期間に向けて

- ・収藏品(美術作品)の充実
- ・収蔵庫等の充実
- ・所蔵作品の貸与等の充実

中期目標期間（平成18～22年度）の取り組み

【国民に対して提供するサービスの向上等】

○過去の入館者数の状況を踏まえた適切な目標を設定し、その達成に努めた

- ・平成18年度入館者数:335万人→平成21年度入館者数:456万人
（平成13～17年度間の入館者数平均:235万人）
- ・海外の美術館と連携した質の高い展覧会の実施
ルーブル美術館展(西美):851,256人 大回顧展モネ(新美):704,420人など
- ・所蔵作品を活用し、5館合同の展覧会を実施
「陰影礼讃」展:国立新美術館(H22.9.8～10.18)



ルーブル美術館展



「陰影礼讃」展チラシ

○各館の方針に沿って体系的・通史的なバランスに配慮しつつ良質な収蔵品の収集に努めた

- ・平成18～21年度の新規収蔵品: 美術品(3,516点)、フィルム(16,024本)
- 公私立美術館等からの要望に十分に答え、所蔵作品等の貸与に努めた

- ・平成18～21年度の貸与件数: 美術品833件(5,618点)、フィルム292件(1,021本)

○地方のニーズに対応した巡回展の実施

- ・平成18～21年度開催実績:7館

巡回展チラシ



○キュレーター研修

- ・平成18～21年度受入実績:16人

【運営の効率化等】

東京国立近代美術館(本館及び工芸館)管理・運營業務(展示事業の企画等を除く)について民間競争入札を平成21年4月から導入した

① 事務・事業の見直し

○美術振興の中心的拠点として多彩な活動の展開

- ・他の文化芸術との連携の強化や欧米のみならずアジアを視野に入れた展覧会の開催
- ・引き続き、所蔵作品展(常設展)と企画展とのバランスを考慮するとともに、主導的・先導的・先端的な展覧会や上映会を実施
- ・巡回展を拡充し、国民の美術鑑賞の機会を拡充

○ナショナル・コレクションの形成

- ・国による「経営努力認定」基準緩和の検討等を踏まえつつ、民間寄附や自己収入の拡大、事業費コストの削減等を図り、美術作品の購入を充実
- ・美術作品を保存する施設の狭隘・老朽化に対する方策を検討し、収蔵庫等の充実を図る

○ナショナルセンターとして美術館活動全体に寄与

- ・キュレータ研修や巡回展等を活用し、公私立美術館の学芸員等の専門的知識等を向上する機会を拡充
- ・所蔵作品の有効活用と美術の一層の普及を図るため、公私立美術館等への貸与等を積極的に実施
- ・引き続き、フィルムセンターについて、独立した一館となるための検討を実施

維持・強化

② 運営の効率化

○自己収入の拡大

- ・平成22年度における自己収入予算額を基準とし1%の増に努めつつ、入場料収入及びその他収入(公募展収入を除く)について、1.22%の増加を目指す

○管理・運営の効率化

- ・随意契約については、内部規定に基づき、競争性のある契約を促進(ミュージアムショップ及びレストランに係る賃貸借については、現在の賃貸借契約を考慮するとともに、快適な観覧環境の提供及び入館者サービスの充実に留意した上で、企画競争の導入も含めてより良い方途を検討し実現を目指す)
- ・引き続き、人事院勧告等の国の基準に沿った給与水準の維持を図る

○美術館活動の活性化を損なわない形で、競争入札等による民間委託等を活用した業務効率化の一層の推進を検討